

災 害 の 概 要

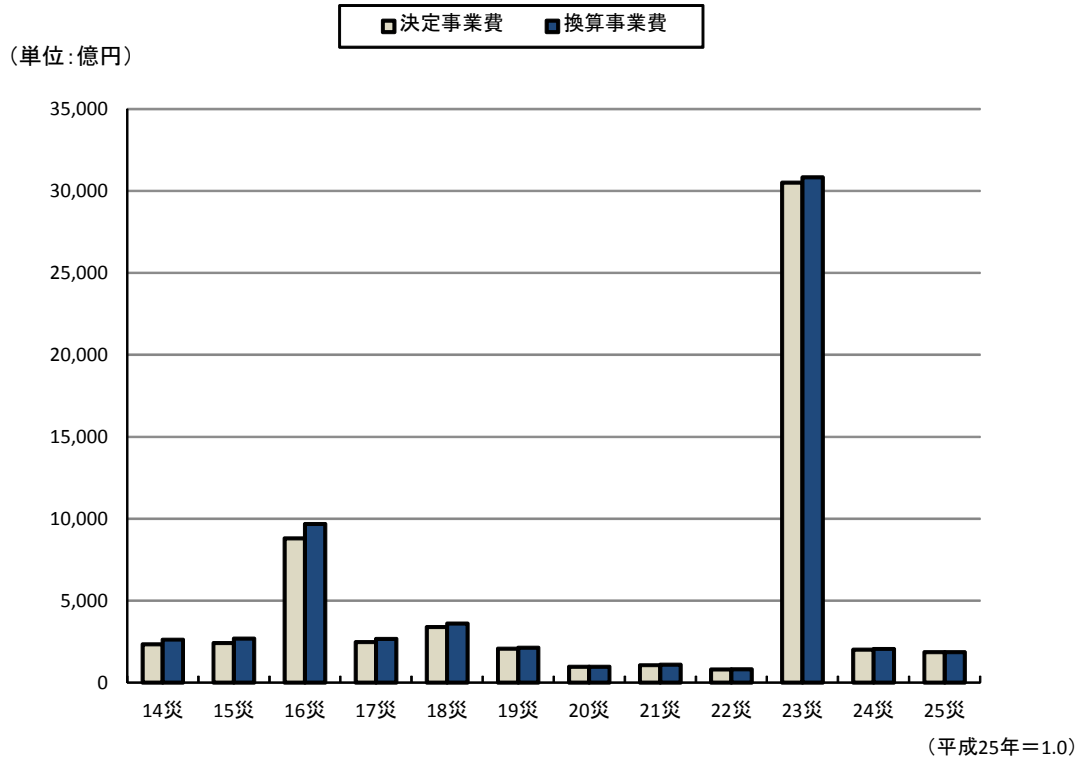
平成 25 年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、1,865 億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去 5 ヶ年（20 災～ 24 災）平均 7,069 億円に対して約 26.4 %にあたる。また所管別にみると、国土交通省 1,824 億円（全体の 97.8 %）、農林水産省 41 億円（同 2.2 %）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が 109 箇所、131 億円（7.2 %）、補助事業が 15,012 箇所、1,693 億円（92.8 %）であり、国土交通省所管事業の過去 5 ヶ年平均 5,452 億円に対して約 33.5 %にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「平成 25 年 6 月 8 日から 8 月 9 日までの間の豪雨及び暴風雨（台風第 4 号）による災害」、「平成 25 年 8 月 23 日から同月 25 日までの間の豪雨による災害」、「平成 25 年 9 月 15 日から同月 17 日までの間の暴風雨（台風第 18 号）及び豪雨による災害」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害として、「平成 25 年 6 月 8 日から 8 月 9 日までの間の豪雨及び暴風雨（台風第 4 号）による災害」、「平成 25 年 9 月 15 日から同月 17 日までの間の暴風雨（台風第 18 号）及び豪雨による災害」の 2 災害が平成 26 年 3 月 14 日付け政令第 64 号により、また「平成 25 年 5 月 5 日及び同月 6 日の融雪による災害」、「平成 25 年 8 月 23 日から同月 25 日までの間の豪雨による災害」、「平成 25 年 8 月 30 日から 9 月 5 日までの間の豪雨及び暴風雨（台風第 17 号）による災害」、「平成 25 年 10 月 15 及び同月 16 日の暴風雨（台風第 26 号）による災害」の 4 災害が平成 26 年 3 月 14 日付け政令第 65 号をもって指定されるとともに、「平成 12 年から平成 24 年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成 26 年 3 月 28 日政令第 89 号をもって「平成 25 年」までに延長された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、北海道夕張市外 23 市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	14 災	15 災	16 災	17 災	18 災	19 災	20 災	21 災	22 災	23 災	24 災	25 災
決定事業	2,336	2,410	8,802	2,472	3,391	2,070	968	1,067	803	30,497	2,009	1,865
換算事業	2,621	2,685	9,682	2,677	3,601	2,140	965	1,101	825	30,833	2,055	1,865

(注) デフレーター(国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室算出)は、土木総合工事費指数(平成17年度=100)の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成25年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち平成24～25年度は暫定値である。